

2 0 2 5 年度

宮城県バレーボール協会

登録関係資料

チーム及び選手登録規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)定款第54条及び登録及び登料に関する規程(以下「登録規程」という。)
第11条の規定に基づき、チーム及び選手の登録に関する事項を定めることを目的とする。

第1章 チーム

第2条 (チーム登録)

- 1 JVA、定款第50条第1項第1号に定められた各都道府県を代表するバレーボール協会(以下「都道府県協会」という。)及び都道府県の各種連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会またはその予選会において競技するチームは、この規程に定めるところにより、都道府県協会の承認を受けた都道府県連盟等(以下「都道府県連盟等」という。)に登録しなければならない。
- 2 前項により都道府県連盟等に登録が認められたチームは、その登録をもって当該都道府県協会、定款第50条第1項第2号に定められた全国的に組織されたバレーボール競技団体(以下「全国連盟」という。)及びJVAへの登録が認められたものとみなす。
- 3 JVAに登録したチーム(以下「JVA登録チーム」という。)の登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 4 JVAへの登録完了をもって、当該チームは登録チームとしての効力を得る。また、登録手続きが前年度に引き続き当該年度も同様の内容で完了した場合は、チームの登録は継続されたものとみなす。
- 5 JVAは、登録チームに対してチームID(登録チーム識別番号)を交付する。なお、チーム名に変更があってもチームIDが変更されない限り、同一チームとして扱われる。

第3条 (登録チームの種別)

第2条第2項により都道府県連盟等に登録し、全国連盟への登録がみなされたチームの種別は、その都道府県連盟等が加盟する次の各号の全国連盟の種別による。

- (1) クラブ : 日本クラブバレーボール連盟
- (2) 実業団 : 日本実業団バレーボール連盟
- (3) 大学 : 全日本大学バレーボール連盟
- (4) 高等専門学校 : 全国高等専門学校バレーボール専門部
- (5) 高等学校 : 財団法人全国高等学校体育連盟バレーボール専門部
- (6) 中学校 : 公益財団法人日本中学校体育連盟バレーボール競技部
- (7) 小学校 : 日本小学生バレーボール連盟
- (8) ママさん : 全国ママさんバレーボール連盟
- (9) ビーチ : 日本ビーチバレー連盟
- (10) ソフト : 日本ソフトバレーボール連盟
- (11) ヤングクラブ : 日本ヤングクラブバレーボール連盟
- (12) U 1 4 : U 1 4

第4条 (チーム代表者)

- 1 チームが登録を行う際には、必ずチーム代表者を置き、この代表者はチームの登録に関する全ての責任を負うものとする。
- 2 チーム代表者は、別に定められた所定の手順によりチームの登録申請を行わなければならない。
- 3 チーム代表者は、JVAに登録された選手(以下「JVA選手」という。)がチーム加入を希望し、それを承認した場合は、別に定める所定の加入手続きを行わなければならない。

第5条 (競技会への参加)

競技会参加は、同一チーム内での複数チームによる参加は認められない。ただし、競技会開催要項に複数チームによる参加が認められている競技会については、この限りではない。

第6条 (チーム登録)

チームは、都道府県協会、都道府県連盟等に登録する際、都道府県協会または都道府県連盟等が別に定める登録料の納付を要する場合においては、定められた期日までに当該団体に納付しなければならない。

第7条 (登録手続き)

- 1 都道府県連盟等へのチーム登録の手続きは、JVAメンバー制度登録システム(以下「MRS」という。)を使用して行うものとする。
- 2 都道府県連盟等への登録の承認を得たチームは、都道府県協会の管理の下に、MRSに示された「チーム登録手続きの流れ」にしたがい手続きを行うものとする。

第8条 (登録チームの権利)

JVA登録チームは次の権利を有するものとする。

- (1) JVA、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会及びその予選会に参加することができる。
- (2) JVAが提供する各種サービスを受けることができる。

第9条 (登録チームの義務)

- 1 J V A登録チームは、登録規程第7条の定めを順守し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。
- 2 J V A登録チームが、J V A主催大会への参加推薦等を受けた場合は、これに従わなければならない。ただし、やむを得ず参加できない場合は、その理由を記載した届出書をJ V Aに提出しなければならない。
- 3 J V A登録チームは、所属選手についてJ V AからJ V A事業に係る派遣要請があった場合はこれに応じなければならない。怪我や疾病等のやむを得ない事情により要請に応じられない場合は、チーム及び選手はその理由を記載した届出書をJ V Aに提出しなければならない。

第2章 J V A選手

第10条 (選手登録の手続き)

選手の登録の手続きは、M R Sを使用し、都道府県協会の管理の下に「選手カテゴリー個人登録手続きの流れ」に従い手続きを行う。

第11条 (J V A選手)

J V Aに個人登録が完了した者は、J V A選手の資格を有するものとする。

第12条 (J V A選手登録)

- 1 個人登録がチーム代表者により承認された後、所定の登録料の納入をもって個人登録の手続きは完了する。
- 2 J V Aは個人登録が完了したJ V A選手に対して、登録証及び選手I D (登録選手識別番号) を交付する。
- 3 J V A選手のI Dは当該選手固有のものとし、登録期間中は継続して同じI Dを使用する。登録中断後、再登録する場合も同じI Dを使用する。
- 4 個人登録においては、選手個人の意思を尊重する。
- 5 選手が複数のチームに加入するときは、その都度当該チーム代表者の承認を得なければならない。
- 6 J V A選手は、J V Aが主催する競技会及びその予選会等に参加する場合、J V Aから交付された登録証を携帯し、競技会関係者から提示を求められた場合、これを提示しなければならない。
- 7 前項のほか、J V Aが主催する講習会、研修会等に参加する場合も同様とする。

第13条 (外国籍選手)

本規程は外国籍選手にも適用する。ただし、競技会開催要項等に特段の定めがある場合には、それに従うものとする。

第14条 (登録料)

J V A登録及び登録料に関する規程第5条に定められた金額とする。

第15条 (登録料等の代行収納)

- 1 前条のJ V A登録料のほかに、都道府県協会、都道府県連盟等、及び全国連盟 (以下「当該協会連盟等」という。) が別に定める登録料の納付を要する場合は、当該協会連盟等に代わり、J V Aが代行収納することができる。
- 2 前項により代行収納した登録料は、別に定める期日までに当該協会連盟等にJ V Aから一括して送金するものとする。

第16条 (J V A選手の種別)

第10条により都道府県連盟等に登録し、全国連盟への登録がみなされたJ V A選手の種別は、その都道府県連盟等が加盟する次の各号の全国連盟の種別による。

- (1) ク ラ ブ : 日本クラブバレーボール連盟
 - (2) 実 業 団 : 日本実業団バレーボール連盟
 - (3) 大 学 : 全日本大学バレーボール連盟
 - (4) 高等専門学校 : 全国高等専門学校バレーボール専門部
 - (5) 高 等 学 校 : 財団法人全国高等学校体育連盟バレーボール専門部
 - (6) 中 学 校 : 公益財団法人日本中学校体育連盟バレーボール競技部
 - (7) 小 学 校 : 日本小学生バレーボール連盟
 - (8) マ マ さ ん : 全国ママさんバレーボール連盟
 - (9) ビ ー チ : 日本ビーチバレー連盟
 - (10) ソ フ ト : 日本ソフトバレーボール連盟
 - (11) ヤングクラブ : 日本ヤングクラブバレーボール連盟
 - (12) U 1 4 : U 1 4
 - (13) 個 人 : 所属するチームが存在しなしJ A V選手
- 1 プロ契約選手とは、J V A選手と所属チームとの間でプロ契約が締結されたJ V A選手をいう。
 - 2 前項のプロ契約を締結したチームは、当事者間で締結された契約書の写しをJ V Aに提出しなければならない。

第 17 条 (J V A 選手の権利)

J V A 選手は、次の権利を有するものとする。

- (1) J V A、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会及びその予選会に優先的に参加することができる。また、予選会開催当日までに、本規程によるチームの加入選手としての登録を完了していれば、同一種目の予選会に出場しなくても、本大会に出場することができる。
- (2) J V A、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する研修会、講習会並びにこれに準ずる研修会、講習会に優先的に参加することができる。
- (3) J V A が提供する各種サービスを優先的に受けることができる。

第 18 条 (J V A 選手の責務)

- 1 J V A 選手は、登録規程第 7 条の定めを順守し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。
- 2 J V A 選手は、J V A が定款第 54 条第 2 項及び登録規程第 1 条に基づく目的により、登録に関する個人情報提供を要請した場合、これに同意しなければならない。選手の同意が得られない場合、J V A は登録を拒否することができる。
- 3 J V A 選手は、日本代表選手派遣をはじめ J V A 諸事業に係る参加要請があった場合は、これに応じなければならない。怪我や疾病等のやむを得ない事情により要請に応じられない場合は、J V A 選手はその理由を記載した届出書を J V A に提出しなければならない。

第 19 条 (国際試合への出場)

J V A が主催または派遣する国際試合の出場選手は、次の各号のいずれかに該当する選手とする。

- (1) J V A 選手
- (2) 強化担当業務執行理事の承認を受けた選手

第 20 条 (複数チームへの加入)

J V A 選手のチーム加入は、原則として、一人 1 チームとする。ただし、次の各号に該当する場合は、3 チームまで登録することができる。

- (1) 全てのチーム代表者に対し、当該選手が複数チームに加入していることが告知されていること
- (2) 本条により複数のチームに加入した選手は、同一種別の競技会（予選会も含む）には、そのうちの 1 チームに限り選手として出場できる。ただし、競技会開催要項により出場資格に別段の定めがある場合は、これに従うものとする。

第 21 条 (移籍)

- 1 J V A 登録チームの代表者は、所属する J V A 選手から移籍の申し出等があった場合は、その処理に関して迅速に対応しなければならない。
- 2 J V A 選手が所属する J V A 登録チームのチーム ID に変更が生じた場合は、移籍とみなす。
- 3 移籍を希望する J V A 選手に対して、その選手が所属する J V A 登録チームの代表者が、チームの移籍に係る登録抹消を承認しない場合、当該選手が代表者に抹消の申請をした日から 2 ヶ月を経過した時点をもって、自動的に登録の抹消が承認されたものとみなす。
- 4 J V A 選手が、他の J V A 登録チームに移籍をした場合、前項の規定に関わらず同一年度内に移籍前の J V A 登録チームへの再移籍はできない。
- 5 移籍した J V A 選手が出場可能となる期日については、各種別で定める登録規程等によるものとする。

第 22 条 (J V A 選手の登録の抹消)

- 1 J V A 選手が退部などの理由で、J V A 選手登録の抹消を希望する場合は、M R S を用いて抹消の手続きを行うこととする。
- 2 J V A 登録チームの代表者は、所属する選手が前項の手続きを行った場合、その処理に関して迅速に対応しなければならない。
- 3 J V A 選手の登録の抹消は、第 1 項及び所属するチーム代表者の登録抹消の承認をもって完了する。

第 23 条 (誠実義務)

J V A 登録チーム及び J V A 選手は、チーム及び選手の登録の目的が、大会の公正及び質の維持・向上にあることを認識し、これに反する虚偽の登録等を行ってはならない。

第 24 条 (違反行為の処分)

J V A 登録チーム及び J V A 選手が第 9 条、第 19 条及び前条の定めに違反する行為を行った場合、J V A は倫理規程に基づき、当該チーム及び選手に対して処分を科すことができる。

第 3 章 肖像権等

第 25 条 (肖像権管理等)

J V A 選手は、別に定める「J V A 選手の肖像権等に関する管理、運用、並びに細則」を順守しなければならない。

細則 1

- 1 この規程は、2012 年 1 月 24 日から施行する。

2025年4月1日

各チーム代表者
各バレーボール関係者 各位

宮城県バレーボール協会
会長 岡崎 庄蔵
(公印省略)

2025年度宮城県バレーボール協会チーム加盟登録及びJVA会員登録について

拝啓、早春の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年度（2018年度）より、「JVA-MRS制度」がリニューアルされました。このリニューアルに伴い、新たにJVA-IDの取得が必要となります。

JVA-IDの取得方法等につきましては、下記URLより、手続きを行って下さい。
また、この登録作業の他に、宮城県バレーボール協会への「チーム加盟登録」が必要になります。このチーム加盟登録は、本日お渡ししました資料の中にもありますが、「宮城県バレーボール協会加盟チーム登録届」に必要事項をご記入又は入力いただき、期日までに手続きを完了下さいますようお願いいたします。[\(URL https://jvamrs.jp/\)](https://jvamrs.jp/)

なお、チームの加盟登録料及び個人登録の登録料については、下記のとおりになっておりますので、よろしくお願いいたします。

1. JVA会員登録

★個人年会費

小学生	300円(全年齢)			
中学生	500円(全年齢)			
高校生	1,200円(全年齢)			
高専	1,500円(全年齢)			
大学生	1,800円(全年齢)			
クラブ	2,000円(全年齢)			
実業団	2,000円(全年齢)			
ヤングクラブ	11歳以下	12～14歳	15～17歳	18～19歳
	300円	500円	1,200円	1,500円
U14	(11歳以下)300円		(12～14歳)500円	
ソフト	(11歳以下)登録不可		(12歳以上)1,000円	
ビーチ 注)1		Sクラス	Aクラス	Qクラス
	14歳以下	8,500円	500円	
	15～17歳	9,200円	1,200円	
	18～21歳	9,800円	3,800円	1,800円
	22歳以上	10,000円	4,000円	2,000円

注)1. 詳細はビーチバレーボール連盟にご確認ください。

※個人登録終了後、基本的には、各個人が納入してください。

2. 宮城県バレーボール協会チーム加盟登録

①チーム登録期日

2025年度については、参加大会申込締切日必着とします

②登録手続

別紙「チーム加盟登録届」に、必要事項を記入または入力し、登録料を納付した銀行振替用紙の写しを同封の上、申込すること。

③登録申込先

〒981-3103 仙台市泉区山の寺3丁目4-13

宮城県バレーボール協会 競技副委員長 千葉 敏明宛

TEL090-7065-2755 E-mail: tkmsskk@yahoo.co.jp

④加盟登録料

※チームの責任者の方が、別紙「銀行振替用紙」を使用して、納付して下さい。

所 属 連 盟	1チーム当り加盟登録料	所 属 連 盟	1チーム当り加盟登録料
実業団バレーボール連盟	18,000円	中体連バレーボール専門部	3,000円
クラブバレーボール連盟	14,000円	小学生連盟	1,000円
大学バレーボール連盟	13,000円	ソフトバレー連盟	1,000円
高体連バレーボール専門部	20,000円	ママさん連盟	1,000円

2025年度 個人登録・チーム加盟登録並びに出場手続き等について

宮城県バレーボール協会

早春の候、各チームにおかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃協会の行事につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、2025年度の各種大会の出場手続き等につきましては、下記の通りですので
何卒よろしくお願いいたします。

1. 個人登録について

- 個人登録は、2019年度よりリニューアルされておりますので、詳細については下記のURLで確認をお願いいたします。
登録申請を行うと、各チームにより登録承認されます。登録承認がすむと、登録申請をしたときに、登録したメールアドレスにメールが送られてくるので、このメールに従って年会費を納入してください。この年会費の納入が完了しなければ、登録申請をしても試合などには出場できませんので、よろしくお願いいたします。
- ※詳細はJVA-MRS登録関係のホームページ (URL <https://jvamrs.jp/>) をご覧下さい。

2. チーム加盟登録について

- チームとしての加盟登録を宮城県バレーボール協会にさせていただきます。
- 申込は、**2025年度については、参加大会申込締切日必着**で送付してください。
- 種別は、男か女に○をつけ「ク」「実」「大」などの略字で記入してください。
- 登録されたチーム名はユニフォームにも同じ名称をつけないといけないので、複数及び長いチーム名等は避けるなど、留意して登録してください。
- 「チーム所在地代表者氏名」「連絡担当者連絡先」「チーム登録責任者連絡先」（住所が職場等の場合は部署名も記入）は明確に記載してください。（連絡は原則として連絡担当者に通知しますので、確認事項等があった場合、容易に連絡の取れる住所及び電話（携帯）番号メールアドレスとしてください。）
- 印鑑は、2枚とも忘れずに捺印してください。
- 年齢は、2025年4月1日現在（満年齢）とします。
- 登録届送付の際は、登録料を振り込んだ**銀行振替用紙のコピーと宛名を明記し、110円切手を貼った返信用封筒**を同封の上、送付してください。

3. 登録変更（追加登録）について

- 当初の登録者に変更がある場合は必ず届けてください。
- チームの追加登録及び登録構成員の追加あるいは変更は、申請された日に関わらず、その登録の手続きが完了した日より有効とします。ただし、競技会やそれぞれの競技団体に、大会参加等への別途規約がある場合には、それに従うこととします。
- 大会毎の追加・削除は認めません。（クラブ⇔実業団）
- 登録者番号はチーム登録者最後の番号の連番を記載してください。
- 用紙は、後日宮城県バレーボール協会のホームページにアップしますので、ダウンロードして使用してください。（URL <http://www.miyagi-va.jp/>）
- 登録及び変更届等を送付する場合は、「**110円切手を貼った返信用封筒**」を同封の上送付してください。

登録及び変更届の送付先

〒981-3103

仙台市泉区山の寺3丁目4-13

宮城県バレーボール協会 競技副委員長 千葉 敏明 宛

チーム加盟登録料及び大会参加料の振り込みについて

※振込先は銀行です

チーム加盟登録料に関しては、**銀行**備えの用紙に振込口座番号を記載し、処理願います。
口座番号は下記の通りですので、お間違えのないようお願いいたします。

七十七銀行 本店営業部 普通 7359543 宮城県バレーボール協会 会長 岡崎庄蔵
--

※印(通信)欄への記入依頼

チーム登録・〇〇大会申込みなど用途

チーム名・代表者名・連絡先等の記入をお願いします。